

第十九号議案

江戸川区立障害者支援ハウス条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立障害者支援ハウス条例の一部を改正する条例
 江戸川区立障害者支援ハウス条例（平成十四年十二月江戸川区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「第五条第十五項」を「第五条第十七項」に改め、同条第四号中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に、「第六条の二の二第六項」を「第六条の二の二第七項」に改め、同条第六号中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第六条第一項中「第三条第一号、第二号及び第三号」を「第三条第一号から第三号まで」に改め、「の各号」を削る。

第十条第一号中「規定」を「規程」に改める。
 第十六条中「の各号」を削る。

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（説明）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法

律第二百二十三号）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の改正により、これらの法律の規定に移動が生じるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。